

七ヶ浜町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

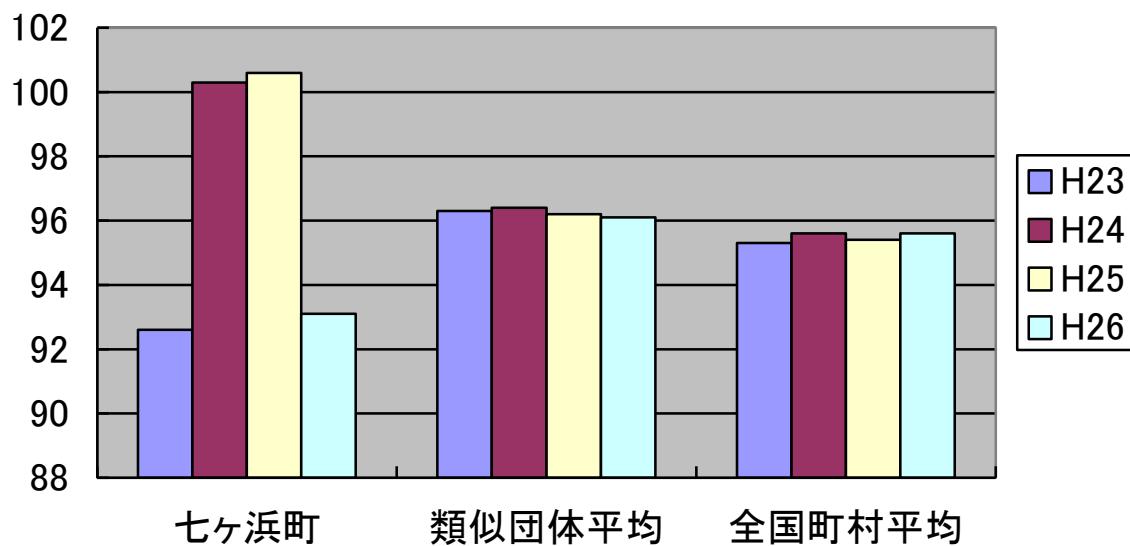
区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の 人件費率
25年度	人 19,631	千円 22,997,656	千円 1,398,346	千円 1,338,025	% 5.8	% 3.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 141	千円 511,398	千円 119,484	千円 179,897	千円 810,779	千円 5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、H26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれております、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成 26 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
②3 年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円 409,562	円 408,472	1,090円 (0.27%)	% 0.3	% 0.3	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.12	月 3.95	月 0.17	月 4.12	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 26 年 4 月 1 日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえた見直しを実施。高齢層については、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準と同等の支給率を維持。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は1%。

（参考）

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合（H30.4.1）	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	3%	1%
七ヶ浜町の支給割合	0%	3%	1%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

（6）特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
七ヶ浜町	42.3歳	304,200円	354,420円	328,271円
宮城県	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.3歳	313,860円	360,066円	339,480円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月 額(B)	
七ヶ浜町	48.7歳	4人	287,600円	304,225円	299,825円				
うち調理員	48.7歳	4人	287,600円	304,225円	299,825円	調理師	45.8歳	232,400円	1.31
宮城県	51.2歳	282人	331,881円	—	364,062円				
国	50.1歳	3119人	287,992円	—	326,611円				
類似団体	48.9歳	11人	287,474円	309,179円	298,822円				

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
七ヶ浜町	—	—	—
うち調理員	4,772,200	3,115,100	1.53

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		七ヶ浜町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	141,900円	—
	中学卒	121,600円	125,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,600円	314,900円	333,600円	—円
	高校卒	234,700円	276,600円	315,900円	336,400円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	278,300円	280,300円

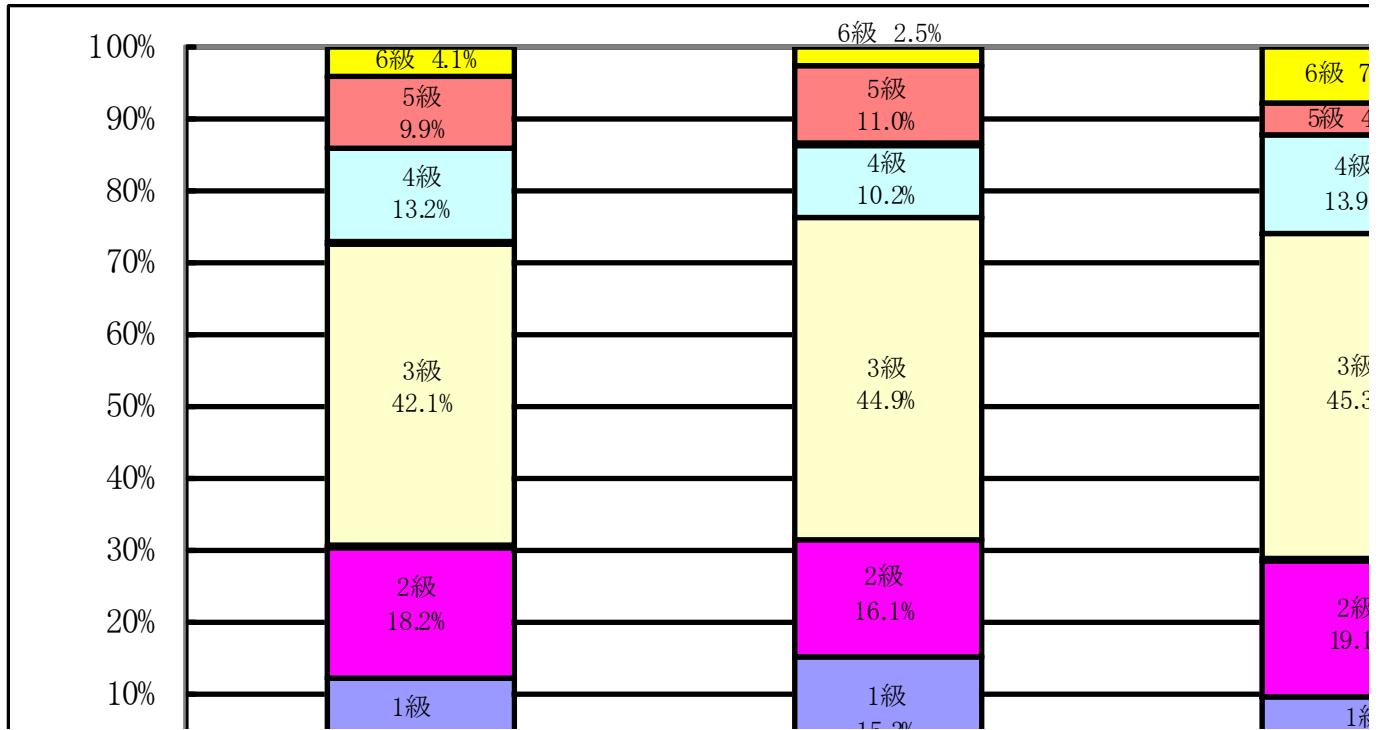
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事等の職務（主事）	人 15	% 12.4	円 135,600	円 243,700
2級	1.係長の職務または職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 2.高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事または技師の職務（主査・主事）	人 19	% 18.2	円 185,800	円 307,800
3級	1.主幹の職務または職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 2.困難な業務を処理する係長の職務または職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（主幹・主任主査・主査）	人 53	% 42.1	円 222,900	円 354,700
4級	課長補佐の職務または職務の複雑、困難および責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長補佐・室長・主幹）	人 12	% 13.2	円 261,900	円 388,300
5級	課長の職務または職務の複雑、困難および責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長）	人 13	% 9.9	円 289,200	円 400,600
6級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務または職務の複雑、困難および責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長）	人 3	% 4.1	円 320,600	円 422,600

(注) 1 七ヶ浜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割されたところです。1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを監督する地位にある者が総合的に判断し、1月1日に実施する昇給の区分(0号俸から8号俸)を決定することとしております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

七ヶ浜町	宮城県	国
1人当たり平均支給額 1,254 千円	1人当たり平均支給額 1,634 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日（6月1日・12月1日）以前の6箇月以内の期間において、職務について監督する地位にある者による勤務成績（業績、勤務態度、能力等）の証明に基づき成績率を決定。

（2）退職手当（平成26年4月1日現在）

七ヶ浜町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	月分	勤続35年	43.70月分	月分
最高限度額	52.44月分	月分	最高限度額	52.44月分	月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職特例措置 2%～20%加算）			（定年前早期退職特例措置 2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	0千円	17,661千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

（3）地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		588千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		146,882円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都 特別区	17%	人	18%
宮城県 仙台市	6%	4人	6%
宮城県 名取市	3%	人	3%
多賀城・利府・富谷			

（4）特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	0千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	0円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（年度）	0%			
手当の種類（手当数）	3種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	—	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫業務	—千円	日額 800円
行旅死病人取扱手当	—	行旅死亡人の収容及び護送等の業務	—千円	1回 1,000円
	—	行旅病人の収容及び護送等の業務	—千円	1回 800円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	47,122 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	352 千円
支給実績（24年度決算）	46,514 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	355 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族1人につき (1) 6,500円（配偶者がない場合は、そのうち1人について11,000円） (2) 子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同	—	17,370千円	225,584円
住居手当	借家・借間に居住している職員 (1)月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 (2)月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円（限度額27,000円）	同	—	10,103千円	297,147円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 6ヶ月に要する運賃等相当額（6ヶ月定期の額）を6ヶ月ごとに支給（限度額1月あたり55,000円） 2. 交通用具使用者 使用距離により2,000円から24,500円 3. 交通機関と交通用具の併用者 1+2の額（限度額1月あたり55,000円）	同	—	6,269千円	48,977円
管理職手当	課長（6級）51,900円・（5級）49,600円・所長・室長（4級）31,500円	同	—	10,662千円	561,177円
災害派遣手当	災害発生時、応急対策又は復旧のため派遣された国又は地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて町の区域に滞在する場合、2,430円～4,000円支給	同	—	28,711千円	1,367,192円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料	月額等
給料	市 区 町 村 長	822,000円 (822,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 854,000円／ 399,000円
	副 市 町 村 長	636,000円 (636,000円)	700,000円／ 409,200円
報酬	議 長	309,000円 (309,000円)	420,000円／ 230,000円
	副 議 長	255,000円 (255,000円)	360,000円／ 180,000円
	議 員	240,000円 (240,000円)	345,000円／ 157,000円
期末手当	市 区 町 村 長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分	
	副 市 町 村 長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分	
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式) 822,000円×在職月数×0.65	(1期の手当額) 25,646,400円 (支給時期) 任期ごと
	副 市 町 村 長	636,000円×在職月数×0.42	12,821,760円 任期ごと
備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

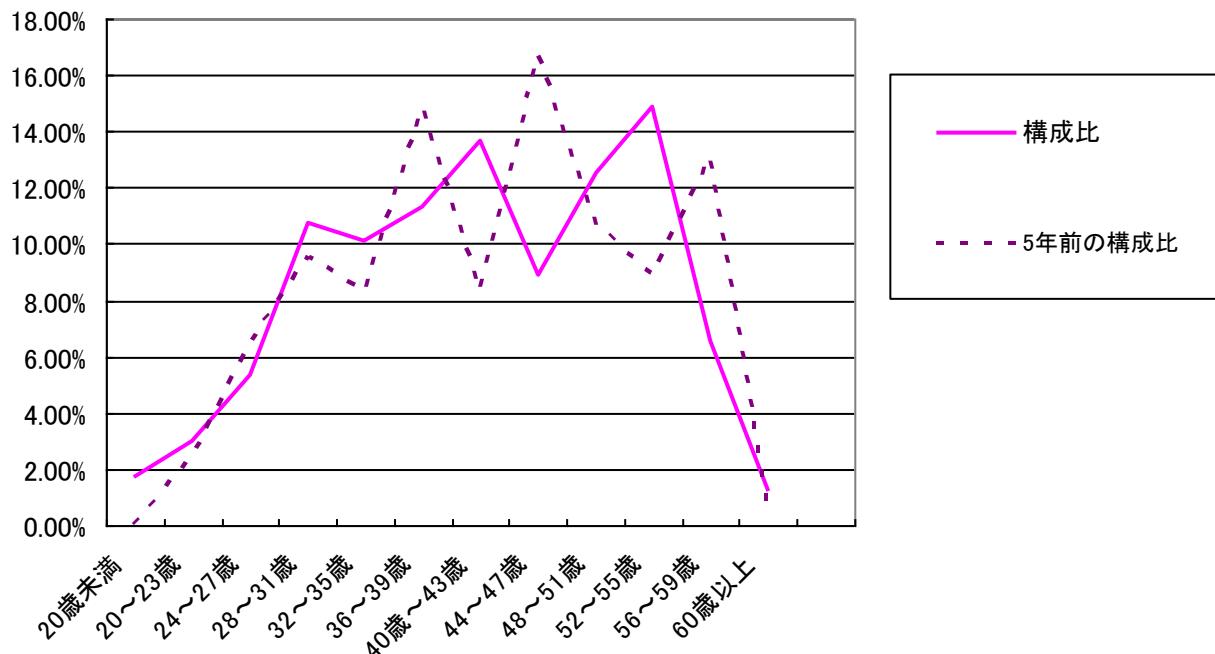
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分			職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門	平成25年	平成26年				
普通会計部門	議 会	3	3	0	震災復興関連の課を新設したため 震災復興関連の課への配置 震災復興関連の課への配置	<参考> 人口1万人当たり職員数 65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.03人)
	總務	52	57	5		
	税務	10	10	0		
	農林水産	7	7	0		
	工商	2	2	0		
	土木	7	6	△1		
	民生	32	32	0		
	衛生	12	11	△1		
	計	125	128	3		
教育部門	教育部門	17	18	1		
	消防部門	-	-			
	小計	142	146	4	<参考>	人口1万人当たり職員数 74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 89.01人)
	合計	165 [190]	168 [190]	3	<参考>	人口1万人当たり職員数 86人
公営企業計等部門	上下水道その他	7 4 12	7 3 12	△1		
	小計	23	22	△1		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



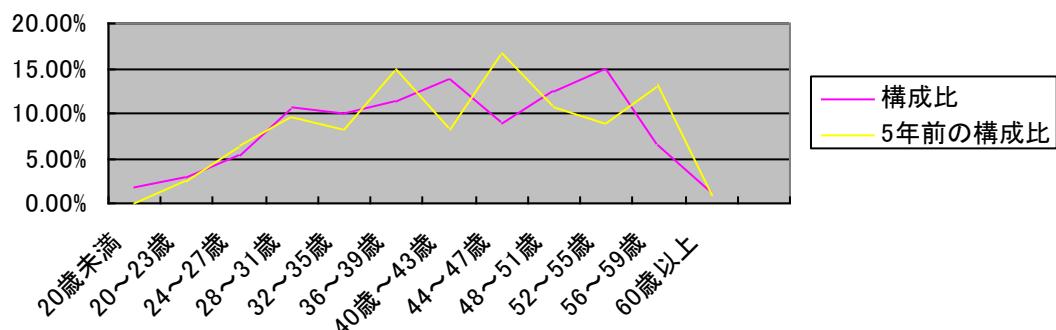
区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3	5	9	18	17	19	23	15	21	25	11	2	168

(3) 職員数の推移

部門別	年 度							過去 5年間 の増減数 (率)
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	116	115	116	116	125	128	12	(9.3 %)
教育	26	24	24	21	17	18	△ 8	(△ 44.4 %)
消防	—	—	—	—	—	—	—	(%)
普通会計計	142	139	140	137	142	146	4	(2.7 %)
公営企業等会計	23	23	22	21	23	22	△ 1	(△ 4.5 %)
総合計	165	162	162	158	165	168	3	(1.7 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。



7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)
					平成24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 500,307	千円 96,780	千円 46,200	% 9	% 9.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 7	千円 25,498	千円 3,344	千円 9,219	千円 38,061	千円 5,437	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
七ヶ浜町	41.8歳	300,076円	459,600円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

七ヶ浜町	市町村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,317 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,456千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

七ヶ浜町			市町村 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合 応募認定・定年		(支給率)	自己都合 応募認定・定年	
勤続 20 年	21.6200 月分	27.0250 月分	勤続 20 年	21.6200 月分	27.0250 月分
勤続 25 年	30.8200 月分	36.5700 月分	勤続 25 年	30.8200 月分	36.5700 月分
勤続 35 年	43.7000 月分	月分	勤続 35 年	43.7000 月分	月分
最高限度額	52.4400 月分	月分	最高限度額	52.4400 月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	2%~20% 加算)		(退職時特別昇給	2%~20% 加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円	17,661 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
東京都 特別区	17 %	0 人	17 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取・多賀城・ 利府・富谷	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	— %		
手当の種類 (手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)
防疫作業手当	—	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく防疫業務	— 千円
行旅死病人取扱手当	—	行旅死病人の収容及び護送等の業務	— 千円
			日額 800 円
			1回 1,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	707 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	118 千円
支給実績 (24年度決算)	1,292 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	215 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内 容	支 給 実 繢 (平成 25 年度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平成 25 年 度 決 算)
扶 養 手 当	1. 配 偶 者 13,000円 2. 配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 1 人 に つ き (1) 6,500円 (配 偶 者 が な い 場 合 は 、そ の う ち 1 人 に つ いて 11,000円) (2) 子 の う ち 満 15 歳 に 達 す る 日 後 の 最 初 の 4 月 1 日 か ら 満 22 歳 に 達 す る 日 以 後 の 最 初 の 3 月 31 日 ま で の 間 に あ る 子 1 人 に つ き 5,000円 を 加 算	同	—	1,185千円	296,125円
住 居 手 当	借 家 ・ 借 間 に 居 住 し て い る 職 員 (1) 月 額 23,000円 以 下 の 家 貸 を 支 払 つ て い る 職 員 家 貸 - 12,000円 (2) 月 額 23,000円 を 超 え る 家 貸 を 支 払 つ て い る 職 員 (家 貸 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (限 度 額 27,000円)	同	—	621千円	310,500円
通 勤 手 当	1. 交 通 機 関 等 の 利 用 者 6 ケ 月 に 要 す る 運 費 等 相 当 額 (6 ケ 月 定 期 の 額) を 6 ケ 月 ご と に 支 給 (限 度 額 1 月 あ た り 55,000円) 2. 交 通 用 具 使 用 者 使 用 距 離 に よ り 2,000円 か ら 24,500円 3. 交 通 機 関 と 交 通 用 具 の 併 用 者 1 + 2 の 額 (限 度 額 1 月 あ た り 55,000円)	同	—	218千円	36,250円
管 理 職 手 当	課 長 (6 級) 51,900円 · (5 級) 49,600円 · 所 長 · 室 長 (4 級) 31,500円	同	—	613千円	613,452円
災 害 派 遣 手 当	災 害 発 生 時 、 応 急 対 策 又 は 復 旧 の た め 派 遣 さ れ た 国 又 は 地 方 公 共 団 体 か ら 派 遣 さ れ た 職 員 が 、 住 所 又 は 居 所 を 離 れ て 町 の 区 域 に 滞 在 す る 場 合 、 2,430円 ~ 4,000 円 支 給	同	—	— 千円	— 円